

立地適正化計画

なごや集約連携型
まちづくり
プラン

事業一覧



令和6年6月

名古屋市

施策の推進に向けた主な事業一覧

本プランの着実な推進をはかるため、本編 5 章「誘導のための施策の方向性」に関連する主な事業及び別冊 防災指針 3 章「取組方針」に基づく具体的な取組を事業一覧としてとりまとめました。

(1) 主に「拠点市街地」において取り組む施策・事業

基本方針 1 都心や拠点の魅力向上・創出

○主要都市にふさわしい都心まちづくりの推進

施策	主な事業
<p>民間再開発事業に対する都市開発諸制度の運用等により、容積率緩和等をインセンティブとして、広域的な拠点施設の整備、緑化や地域冷暖房施設設置等による環境負荷低減、帰宅困難者対策や雨水流出抑制等による防災性向上、地下街等のバリアフリー化や自転車駐車場設置等による交通利便性向上等の取組を誘導します。</p>	<p>○特定用途誘導制度の運用 公共交通の利便性の高い都心域ゾーンに特定用途誘導地区を指定し、劇場やホール等の文化施設など広域的な拠点施設の誘導を促進します。</p> <p>○名古屋駅・伏見・栄地区都市機能誘導制度の運用 都心部において、指定容積率の変更と地区計画の決定による「名古屋駅・伏見・栄地区都市機能誘導制度」により、都市機能の整備度合いに応じて容積率を緩和し、名古屋大都市圏の中核にふさわしい都市機能の増進と土地の高度利用をはかります。</p> <p>○都心における容積率緩和制度の運用 容積率緩和の評価対象となる誘導用途や公共貢献を「都心における容積率緩和制度の運用方針」として事前明示し、容積率緩和制度の一層の活用を促進します。</p>
<p>民間の再開発事業を支援し、土地の高度利用、都市機能の向上等をはかるとともに緑とオープンスペースの確保を促進し、賑わいや快適性の向上をはかります。</p>	<p>○錦三丁目25番地区開発 都市再生特別地区の指定等により、ラグジュアリーホテル・インベーション施設・シアター等の高度な都市機能の集積による国際競争力の強化、栄エリア全体の回遊性の向上、防災性の向上などをはかる施設の建設を促進します。</p>

施策	主な事業
<p>名古屋駅周辺、栄、金山などにおけるまちづくり構想の具現化を進めます。</p>	<p>○リニア駅周辺の面的整備 名古屋大都市圏の玄関口にふさわしい魅力や風格のある駅前空間を形成するため、リニア駅の上部空間を有効に活用するとともに、周辺の面的整備を実施します。</p> <p>○名古屋駅周辺の地域資源を活かしたまちづくりの推進 リニア中央新幹線の開業に向け、名古屋駅周辺地区の魅力向上及び回遊性の強化等をはかるため、名駅南地区のウォーカブルなまちづくりや柳橋界限等の地域資源を活かしたまちづくりを推進します。</p> <p>○久屋大通の再生 名古屋を訪れた人々や市民が集まり、憩い、ふれあう、栄地区を象徴する公共空間にふさわしい都心のシンボル空間として久屋大通の再生を進めます。</p> <p>○金山駅周辺まちづくりの推進 にぎわいや文化芸術とともに界隈性を備えた拠点形成を目指し、アスナル金山の再整備や市民会館の改築を核として、まちづくりコンセプトである「人・文化・芸術とともに育つまち ～にぎわいと感性あふれる交流創造の場づくり～」の実現やウォーカブルなまちの形成による金山らしいまちづくりをはかります。</p> <p>○市民会館改築基本計画の策定 施設の老朽化や市内のホール施設の相次ぐ閉館に伴う大・中規模ホール不足を踏まえ、新たな劇場（市民会館）の基本計画の策定等を行います。</p>
<p>質・量ともに豊かな道路や公園などの公共空間の潜在能力を発揮できるよう活用し、賑わいや快適性の向上をはかります。</p>	<p>○歩行者空間の拡大 広小路通、名駅通、久屋大通、大津通をはじめとした都心部のシンボリックな通りにおいて、道路空間の再配分などによる歩行者空間の拡大を行い、人にやさしく歩いて楽しい道路空間を創出します。</p> <p>○公園経営の推進 公民連携による民間事業者の事業参画、市民・事業者からの寄附などを促し、公園経営の取組を進めます。</p>

施策	主な事業
<p>新たな路面公共交通システムの整備により市民や来訪者の移動手段の多様化を進めるとともに、名古屋駅における乗り換え利便性の向上などのターミナル機能強化や名古屋駅とささしま地区等の周辺地区をつなぐ歩行者ネットワークの拡充等により都心域の回遊性を高め、都市の魅力向上をはかります。</p>	<p>○新たな路面公共交通システム「SRT」の導入検討 都心における回遊性の向上や賑わいの拡大をはかるため、まちづくりと一体となったシステムの導入に向けて東西ルート（名駅－栄間）及び周回ルートの一部（名駅－名城間）の事業化を進めるとともに最適な周回ルートについて検討します。</p> <p>○名古屋駅ターミナル機能の強化 リニア中央新幹線の開業により形成される巨大交流圏の中心拠点にふさわしい交通機能と空間機能を兼ね備えたスーパーターミナルの実現のため、駅へのアクセス性の向上や交通結節機能の強化、ユニバーサルデザインに基づく空間形成を実施します。</p> <p>○ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善の推進 名古屋駅周辺の国際競争力の向上をはかるため、名古屋駅からささしまライブ24地区や名駅南地区へのにぎわい創出とあわせたアクセス改善を推進します。</p>

○文化芸術を活かしたまちづくり・魅力の向上

施策	主な事業
<p>都市圏の中心として、広域から利用者を惹きつける広域的な拠点施設（劇場、映画館、美術館、博物館等）について、容積率緩和や金融・税制支援制度の活用等により、新規立地や機能更新を促進し、都市の魅力向上をはかります。</p>	<p>○図書館整備の推進 「なごやアクティブライブラリー構想」に基づく図書館整備を推進します。</p> <p>○市民会館改築基本計画の策定 施設の老朽化や市内のホール施設の相次ぐ閉館に伴う大・中規模ホール不足を踏まえ、新たな劇場（市民会館）の基本計画の策定等を行います。</p> <p>○名古屋市博物館の魅力向上の推進 令和4年3月に策定した「名古屋市博物館の魅力向上基本計画」に基づき、本館・外構のリニューアル改修等を行うとともに、敷地を一体的に整備して、敷地全体でにぎわいの創出をはかります。</p>

○産業競争力を高めるまちづくり

施策	主な事業
<p>国際・産業交流施設（MICE施設など）について、容積率緩和や金融・税制支援制度の活用等により、新規立地や機能更新を促進し、圏域の強みである産業競争力の強化をはかります。</p>	<p>○国際展示場第2展示館の改築等 施設の老朽化対策や搬出入動線改善のため、第2展示館改築事業者の選定準備を行います。</p>

(2) 主に「拠点市街地」や「駅そば市街地」において取り組む施策・事業

基本方針 2 様々な世代が活動しやすいまちづくり

○地域拠点等の機能と快適性の強化

施策	主な事業
<p>駅そば市街地や隣接する郊外市街地の市民が都心域まで行かなくても必要な都市機能を利用できるよう、都市計画の手法などを活用し、市内各地の地域拠点の役割や公共施設の状況等に応じた都市機能の強化や居住環境の充実をはかります。</p>	<p>○名古屋競馬場跡地のまちづくりの推進 令和2年3月に策定した「第20回アジア競技大会選手村後利用基本構想」に基づき、にぎわいと新たな地域ブランドを形成するまちづくりを推進します。</p> <p>○港北エリアにおけるまちづくりの推進 名古屋競馬場跡地拠点における整備を契機に、港北エリアにおいて、運河、公園、交通基盤などの地域資源の有効活用をはかることにより、憩い・にぎわいと新たな地域ブランドの形成に向けたまちづくりを推進します。</p> <p>○熱田神宮周辺地区におけるまちづくりの推進 熱田神宮周辺地区の活性化のため、熱田区役所南市有地の有効活用をはかるとともに地域と連携した当地区のまちづくりを推進します。</p>
<p>民間再開発事業に対する都市開発諸制度の運用等により、容積率緩和等をインセンティブとして、地域の拠点施設の整備、緑化や地域冷暖房施設設置等による環境負荷低減、帰宅困難者対策や雨水流出抑制等による防災性向上、地下街等のバリアフリー化や自転車駐車場設置等による交通利便性向上等の取組を誘導します。</p>	<p>○地域拠点における都市機能誘導施策の検討 地域拠点において、市内各地域の中心となる拠点の形成をはかるため、特定用途誘導地区の指定などにより市民の生活利便性や生活の質を高める地域の拠点施設を誘導します。</p>
<p>鳴海駅前地区等における市街地再開発事業を推進するなど、都市機能の更新が求められている地区については、敷地の共同化や高度利用にあわせた様々な都市機能の集積による地域の活性化をはかります。</p>	<p>○鳴海駅前第二種市街地再開発事業 市街地再開発事業においては、都市機能を誘導する施設として、駅直近の利便性を活かした商業、業務、住宅施設等を配し、市民サービスの向上や地区の活性化をはかります。</p>
<p>大曾根北、筒井、葵、大高駅前地区等における土地区画整理事業等を推進するなど、居住環境の改善が必要な地区については、道路・公園等の都市基盤の整備や宅地の利用増進等をはかります。</p>	<p>○市施行土地区画整理事業（大曾根北、筒井、葵、大高駅前）</p> <p>○組合施行土地区画整理事業（上志段味、中志段味、茶屋新田等） 道路や公園などの都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善や宅地の利用増進をはかるため、土地区画整理事業を推進します。</p> <p>○住宅市街地総合整備事業（筒井） 居住環境の改善及び防災性の向上などをはかるため、土地区画整理事業との合併施行により、公園等の公共施設の整備を実施します。</p>

○生活の質や利便性の向上

施策	主な事業
<p>共働き世帯を含む就業世代、子育て世代、高齢者などの様々な世代が活動しやすいまちづくりや生活の質の向上のため、拠点的な施設を誘導するなど、地域における生活拠点の形成をはかります。</p>	<p>○都市公園ストック再編事業 地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、都市公園の機能や配置の再編をはかります。</p>
<p>拠点的な市設建築物の新築や更新にあたっては、交通利便性の高い拠点市街地や駅そば市街地への再配置などについての検討を行います。</p>	<p>○学校施設と公共的施設等との複合化 学校施設と子育て支援施設、老人福祉施設、地域の集会施設等を複合化し、学校を地域コミュニティの拠点として整備することについて検討します。</p> <p>○市営住宅等のアセットマネジメントの実施 市営住宅の建替・用途廃止を行う際に、まちづくりとの連携による団地の再編や余剰地の有効活用等について検討します。</p>
<p>拠点的な施設の誘導と連携して歩行者空間や広場、緑地の整備等により周辺空間の高質化をはかります。</p>	<p>○緑化地域制度等の推進 緑化地域制度及び緑のまちづくり条例に定める規制により、建築物に一定規模の緑化を義務付け、緑豊かな市街地の形成をはかります。</p> <p>○民有地緑化への助成制度 市街地内の緑化を幅広く進めるために、民有地の緑化に対する助成を行います。</p>
<p>子育てや医療などの日常生活施設やまちの魅力、利便性の向上に資する施設について、容積率緩和や金融・税制支援制度の活用等により、新規立地や機能更新を促進し、鉄道駅周辺の生活利便性や生活の質の向上をはかります。</p>	<p>○居住環境向上施設の誘導施策の検討 駅そば市街地の生活利便性の向上をはかるため、都市開発諸制度等を活用した居住環境向上施設の誘導施策の検討を行います。</p>
<p>大規模なマンションの建設等の市街地開発にあたっては、開発にあわせた地域で不足する子育てなどの日常生活施設の立地促進をはかります。</p>	<p>○大規模マンションにおける保育施設の設置促進 200戸以上の大規模マンションを都市計画提案や総合設計により建築しようとする場合において、保育施設を設置することを促進します。</p>
<p>まちづくりの方向性に即した用途地域等の指定、都市開発諸制度の運用等により、鉄道駅周辺への都市機能や居住の誘導等をはかります。</p>	<p>○地域地区制度の活用促進 良好な市街地形成をはかるため、用途地域等の地域地区制度を活用した適切な土地利用の規制・誘導を推進します。また、都市基盤整備、土地利用状況等の変化等をふまえた用途地域の見直し等について検討します。</p>

施策	主な事業
<p>まちの魅力や良好な居住環境に寄与する緑とにぎわい空間の保全・創出のため、緑豊かな道路空間の形成や、公共施設の率先的な緑化、生物や生態系に配慮した河川改修や港湾空間の創出をはかります。</p>	<p>○都心の生きもの復活事業 公共施設において、生物多様性に配慮した緑化を進めていきます。</p>
<p>居住環境の向上をはかるため身近な公園が不足している地域での公園整備をはかります。</p>	<p>○街区公園の適正配置推進 街区公園は、地域にとって最も身近な公園であり、子どもから高齢者まで幅広い市民に利用されることから、市全域にきめ細かく配置していく必要があります。このため、公園が不足している地域や偏りがある地域に公園を適正に配置していきます。</p>

○官民が連携したウォーカブルなまちづくりの推進

施策	主な事業
<p>都市開発諸制度等を活用した低層部への店舗等の誘導やリノベーションを通じた沿道・界隈活性化等によって、まちのにぎわいや利便性を向上させ、歩きたくなるまちなかの形成をはかります。</p>	<p>○低層部への店舗等の誘導 特定用途誘導地区などの都市開発諸制度や地区計画、都市景観形成地区等の活用により、低層部へまちのにぎわいや利便性を向上させる施設を誘導します。</p> <p>○エリアリノベーションの促進 有効活用しきれていない既存建物の低層部等を、地域の賑わいやコミュニティ活性化に資する場となるようリノベーションし、これをエリア内の連鎖に繋げていきます。</p>
<p>民地等を活用したまちなかへの魅力的なオープンスペースの形成をはかるため、にぎわいのある公開空地等の創出・活用に向けた制度の運用をはかるとともに、低未利用土地の活用等について検討します。</p>	<p>○Nagoyaまちなかオープンスペース制度の運用 都心部において、民間事業者等が建築敷地内で「憩いや賑わいが生み出される居心地の良いオープンスペース」の整備・運営ができるよう、「Nagoyaまちなかオープンスペース制度」を運用し、ウォーカブルなまちづくりの実現をめざします。</p> <p>○立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）の活用検討 空き家等や空地などの低未利用土地について、立地誘導促進施設協定制度などを活用して、にぎわいや利便性向上、緑の創出などに寄与する利用をはかります。</p> <p>○都心の生きもの復活事業 公開空地等を活用し、生物多様性に配慮した緑化を進めていきます。</p>

○高齢者がはつらつと暮らせるまちづくり

施策	主な事業
<p>高齢社会に対応する拠点的な施設（拠点的な医療施設、高齢者交流施設等）の機能更新等を誘導し、高齢者の快適な生活が医療・介護・福祉等のサービスがボランティアによる支援等により支えられている都市の形成をはかります。</p>	<p>○福祉会館の運営 市内16区で、高齢者の各種相談に応じるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供する福祉会館を運営しています。</p>
<p>高齢者が安心して暮らすことができるよう、バリアフリー化や緊急時通報サービス等の設備を備えた高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進します。</p>	<p>○サービス付き高齢者向け住宅の登録 生活機能が集積した利便性の高いまちづくりと連携をはかりながら、民間による高齢者向け住宅の供給を促進します。</p>
<p>高齢者、障害者、子どもを連れた人など、誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、公共施設のバリアフリー化を進めます。</p>	<p>○福祉都市環境整備の推進 高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を推進します。</p> <p>○重点整備地区のバリアフリー化の推進 金山駅地区、名古屋駅地区、栄・久屋大通駅地区、大曽根駅地区、瑞穂公園陸上競技場地区（策定予定）において、すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的な整備を推進します。</p> <p>○公園のバリアフリー化の推進 高齢化の進行などによる福祉需要の増大に応えるため、個々の公園施設のバリアフリー化を進め、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの視点から公園づくりを行います。</p>

○既存住宅ストック等の活用促進等

施策	主な事業
<p>住宅を中心とする既存ストックについて、リフォーム、リノベーション等によりストックの活用を促進する方策について検討を行います。</p>	<p>○民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化 既存の民間住宅の空き家等を活用し、住宅確保要配慮者の入居を受け入れるセーフティネット住宅の登録を促進します。</p> <p>○既存住宅のZEH化の促進 住宅金融支援機構のZEH水準を満たすリフォームに対する融資制度(グリーンリフォームローンS)の利用者に対して、利子補給等を行うことで、既存住宅のZEH化のさらなる促進をはかります。</p> <p>○良質な中古住宅を取得する際の融資に対する利子補給 住宅金融支援機構のフラット35S等を利用して中古住宅を取得する子育て世帯に対して、利子補給を行うことで、省エネ性能等を備えた中古住宅の取得促進をはかります。</p> <p>○住まいの安全性の向上に関する改修費補助 転落防止手すりやダイヤル付クレセントの設置工事等を行う子育て世帯等に対して、改修費補助を行うことで、子育て世帯の安心・ゆとりある住環境づくりを進めます。</p>
<p>空き家に関する相談や住宅に関する様々な情報提供、高齢者等の持家資産を活用した住み替え・改修支援制度の普及啓発を行います。</p>	<p>○住情報提供・相談業務の実施 関係団体との連携による住まい・空き家利活用に関する相談受付等を実施します。</p> <p>○空家等対策の推進 空家等対策に関する協定を締結した各民間団体と連携し、相談窓口の開設やリーフレットの配布など、空き家の適切な管理に関する制度の普及啓発を実施します。</p>
<p>低未利用化した土地について、生活の質や利便性の向上につながる活用手法の検討を行います。</p>	<p>○市営住宅等のアセットマネジメントの実施 市営住宅の建替・用途廃止を行う際に、まちづくりとの連携による団地の再編や余剰地の有効活用等について検討します。</p>
<p>耐震性や維持管理に問題を抱える老朽マンションについて、管理組合による自主的な維持管理の取り組みに対する情報提供や良好な市街地形成に資する建て替えに対する容積率緩和などにより適切な施設管理や更新を促進します。</p>	<p>○分譲マンションの適切な維持管理等の支援 分譲マンション管理の状況を把握し、届出から支援制度までワンストップで案内する窓口を開設することにより、専門家の派遣や修繕工事に関する相談対応など、管理状況に応じた支援を円滑に提供します。また、高経年マンションの再生に向けた合意形成を支援するため、再生計画検討への補助等を行います。</p>

施策	主な事業
<p>地域の資産である歴史的建造物や歴史的界隈を活かしたまちづくりを促進します。</p>	<p>○日本遺産有松における歴史まちづくりの推進 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている有松地区の魅力向上や歴史的建造物の保存・活用のための補助等を実施します。 また、有松の歴史的町並みの拠点となる公開施設として、市指定文化財の岡家住宅の保存・活用を進めます。</p> <p>○歴史的建造物の保存活用の推進 歴史的建造物の保存活用を推進するため、啓発活動や支援等を実施します。</p> <p>○伊藤家住宅の保存・活用 四間道町並み保存地区の拠点となる公開施設として、県指定文化財の保存・活用を進めます。</p> <p>○無電柱化等の推進 四間道・那古野地区において、良好な景観の形成をはかり、エリアの価値・魅力を向上させるため、無電柱化や道路美装化等を進めます。</p> <p>○修景への助成制度 四間道・那古野地区において、建築物等の外観が町並みに調和するための修景に対する助成を行います。</p> <p>○文化のみちの推進 名古屋の近代化のあゆみを伝える歴史的遺産の魅力向上・情報発信を進めます。</p> <p>○揚輝荘の保存・活用 多様な歴史的資源に恵まれる城山・覚王山地区の拠点となる公開施設として、市指定文化財の保存・活用を進めます。</p> <p>○特色のある公園づくり 地域のニーズを把握しつつ、自然、歴史、文化など、地域や都市が持つ個別の特性を活用して、その個性をさらに伸ばし、魅力あるものとしします。 また、都市公園内の歴史的建造物を活かした個性的な公園づくりや、未就学児を対象とした子育てに配慮した公園づくりなどを行います。</p>

○公共交通を活かした居住空間の形成

施策	主な事業
<p>持続可能な公共交通ネットワークの形成に向け、ガイドウェイバスへの自動運転技術の実装を契機とした需要の高い基幹的公共交通の機能強化等に取り組みます。</p>	<p>○ガイドウェイバス（ゆとりーとライン）の機能強化 志段味地区の開発が進む名古屋市北東部と都心部を結ぶ基幹的公共交通であるガイドウェイバスの将来の輸送力強化や利便性向上に向け、高架区間において自動運転技術を実装した新たなシステムの導入を図ります。</p>

(3) 主に「郊外市街地」において取り組む施策・事業

基本方針 2 様々な世代が活用しやすいまちづくり

○高齢者がはつらつと暮らせるまちづくり

施策	主な事業
高齢者が安心して暮らすことができるよう、バリアフリー化や緊急時通報サービス等の設備を備えた高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進します。	○サービス付き高齢者向け住宅の登録 生活機能が集積した利便性の高いまちづくりと連携をはかりながら、民間による高齢者向け住宅の供給を促進します。
高齢者、障害者、子どもを連れた人など、誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、公共施設のバリアフリー化を進めます。	○福祉都市環境整備の推進 高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を推進します。 ○公園のバリアフリー化の推進 高齢化の進行などによる福祉需要の増大に因應するため、個々の公園施設のバリアフリー化を進め、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの視点から公園づくりを行います。

○ゆとりある居住環境の持続性の向上

施策	主な事業
<p>地区計画・建築協定の活用等により、市民自らの手によるゆとりある良好な住宅地の保全を推進します。</p>	<p>○地区計画や建築協定の活用促進 地域の特性を活かした良好な市街地の形成などをはかるため、地区計画や建築協定を活用したまちづくりを促進します。</p>
<p>居住誘導区域における宅地開発は、緑や水辺等の地域資源を活かした、快適でゆとりとうるおいのあるものとしします。</p>	<p>○緑化地域制度等の推進 緑化地域制度及び緑のまちづくり条例に定める規制により、建築物に一定規模の緑化を義務付け、緑豊かな市街地の形成をはかります。</p> <p>○民有地緑化への助成制度 市街地内の緑化を幅広くすすめるために、民有地の緑化に対する助成を行います。</p>
<p>空き家に関する相談や住宅に関する様々な情報提供、高齢者等の持家資産を活用した住み替え・改修支援制度の普及啓発を行います。</p>	<p>○住情報提供・相談業務の実施 関係団体との連携による住まい・空き家利活用に関する相談受付等を実施します。</p> <p>○空家等対策の推進 空家等対策に関する協定を締結した各民間団体と連携し、相談窓口の開設やリーフレットの配布など、空き家の適切な管理に関する制度の普及啓発を実施します。</p>
<p>低未利用化した土地について、ゆとりとうるおいのある生活環境の形成につながる活用手法の検討を行います。</p>	<p>○市営住宅等のアセットマネジメントの実施 市営住宅の建替・用途廃止を行う際に、まちづくりとの連携による団地の再編や余剰地の有効活用等について検討します。</p> <p>○立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）の活用検討 空き家等や空地などの低未利用土地について、立地誘導促進施設協定制度などを活用して、にぎわいや利便性向上、緑の創出などに寄与する利用をはかります。</p>
<p>まちづくりの方向性に応じた用途地域等の指定により、ゆとりある郊外居住地の維持をはかります。</p>	<p>○地域地区制度の活用促進 良好な市街地形成をはかるため、用途地域等の地域地区制度を活用した適切な土地利用の規制・誘導を推進します。また、都市基盤整備、土地利用状況等の変化等をふまえた用途地域の見直し等について検討します。</p> <p>○ゆとりある土地利用の誘導 低未利用の基盤未整備地区の既存の住宅地等において、敷地の集約化促進や細分化抑制、緑化の推進に向けた施策の検討を行い、ゆとりとうるおいの維持・創出をはかります。</p>

○農地や緑地の保全

施策	主な事業
<p>良好な居住環境を形成するため、特別緑地保全地区や生産緑地、市民緑地などの制度により、緑地や農地の保全をはかります。</p>	<p>○風致地区の指定・継続 良好な自然的環境を形成している土地の区域のうち、都市の風致の維持が必要な区域に風致地区を定めることにより、建築の規制等を行い、自然的な要素にとんだ土地の保全や緑と調和した住宅地の形成をめざします。</p> <p>○保存樹及び保存樹林等の指定・継続 都市の美観風致を維持するため必要な樹木または樹木の集団について、所有者の同意を得て、保存樹または保存樹林等として指定します。</p> <p>○市民緑地の指定・継続 民有地の樹林地等の緑について土地所有者等と契約を締結し、市民の利用に供することにより、都市内の貴重な緑として確保するために、市民緑地を設置します。</p> <p>○特別緑地保全地区の指定・継続 特に自然的環境の優れた樹林地などは特別緑地保全地区に指定し、建築等の行為の制限により、緑の保全をはかります。</p> <p>○生産緑地地区の指定・継続 市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を生産緑地に指定することにより、良好な都市環境の形成をはかります。</p>

(4) すべての「市街地」において取り組む施策・事業

基本方針 5 災害リスクをふまえたまちづくり

防災指針 具体的な取組一覧（浸水・土砂）

	取組	取組主体	実施時期の目標			災害ハザード			
			短期 ～2025年 (～令和7年)	中期 ～2030年 (～令和12年)	長期 ～2035年 (～令和17年)	洪水	内水	高潮	土砂
ハザード低減	河川の整備	国、県、市							
	浸水被害の軽減をはかるため、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川をはじめとする一・二級河川や、準用河川について河川改修を推進します。		→			○	○	○	
	庄内川水系（河道掘削、橋りょう改築等）	国、県、市				○	○	○	
	日光川水系（河床掘削、堤防補強等）	県、市				○	○	○	
	天白川水系	県、市				○	○	○	
	山崎川水系（河床掘削、橋りょう改築等）	市				○	○	○	
	下水道基幹施設の整備	市							
	下水道基幹施設の整備をすすめ、施設の機能を確保します。		→			○	○	○	
	名古屋市長官舎排水計画に基づく浸水対策 「名古屋市長官舎排水計画」に基づき、1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対して床上浸水をおおむね解消することをめざし、施設整備をすすめます。また、さまざまな降雨に対して、「自助」「共助」「公助」を組み合わせた総合的な治水対策を推進し、浸水被害の軽減につとめます。	市 (市民・事業者)							
	排水ポンプ施設の改築 老朽化した排水ポンプ施設を改築するとともに、必要に応じて排水能力を増強します。	市							
排水ポンプ施設の改築 老朽化した排水ポンプ施設を改築するとともに、必要に応じて排水能力を増強します。		→			○	○	○		
下水道基幹施設の停電対策及び耐水化 下水道基幹施設整備計画に基づき、停電時にも汚水処理機能等を確保できるよう、水処理センターの非常用発電設備の機能強化をすすめます。また、河川の氾濫等により浸水被害が生じる可能性がある水処理センターの機能を確保するため、耐水化をすすめます。	市								
下水道基幹施設の停電対策及び耐水化 下水道基幹施設整備計画に基づき、停電時にも汚水処理機能等を確保できるよう、水処理センターの非常用発電設備の機能強化をすすめます。また、河川の氾濫等により浸水被害が生じる可能性がある水処理センターの機能を確保するため、耐水化をすすめます。		→			○	○	○		
ため池の改良 平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐために、安全性を評価し、必要に応じて改良を実施します。	市								
ため池の改良 平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐために、安全性を評価し、必要に応じて改良を実施します。		→			○	○			

	取組	取組 主体	実施時期の目標			災害ハザード			
			短期 ～2025年 (～令和7年)	中期 ～2030年 (～令和12年)	長期 ～2035年 (～令和17年)	洪水	内水	高潮	土砂
ハ ザ ー ド 低 減	ポンプ施設の更新・整備 平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、ポンプ設備の状態を把握し、計画的な点検や適切な部品交換など必要な機能整備を実施します。	市	→			○	○	○	
	ポンプ施設の維持修繕及び運転管理 ポンプ施設等の点検、修繕等の維持管理及び運転管理を行います。	市	→			○	○	○	
	排水路の改良・補修 排水路の計画的な維持管理のため、定期的に管路内部の点検・調査を実施し、損傷状態に応じ機能向上を含め、計画的に改良・補修を実施します。	市	→ 継続的取組 →			○	○	○	
	河川・水路等の維持管理 平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、河川等の堆積土のしゅんせつや樹木伐採をはじめとし、破損個所の修繕やスクリーン清掃、除草などの適切な維持管理を行うことで、施設が本来有する治水機能を維持し、浸水被害の軽減につとめます。	市	→ 継続的取組 →			○	○	○	
	名古屋港の防災機能強化 地震・津波・高潮等に備えるため、国や名古屋港管理組合が実施する防潮壁、耐震強化岸壁の整備・機能強化を促進します。	市	→					○	
	公園内のがけ崩れ危険箇所対策 公園内のがけ崩れのおそれがある箇所について、対策工事をすすめます。	市	→						○
	土砂災害対策の推進 地震等により発生する土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、土砂災害の危険がある区域を明らかにするため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を推進します。また、民間住宅・建築物の土砂災害対策にかかる改修への補助を行います。	県	→						○

	取組	取組 主体	実施時期の目標			災害ハザード			
			短期 ～2025年 (～令和7年)	中期 ～2030年 (～令和12年)	長期 ～2035年 (～令和17年)	洪水	内水	高潮	土砂
リスク回避	災害リスクをふまえた居住の誘導 立地適正化計画に基づく届出を活用し、重点的に災害リスクの内容や対応方法の理解促進をはかり、災害リスクをふまえた居住の誘導をはかります。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	○
	開発の抑制 都市計画法33,34条に基づき、開発許可制度の運用をします。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	○
	臨海部防災区域の指定 災害危険区域を指定して建築物の床の高さや構造などを制限します。	市 (市民・事業者)	継続的取組					○	
リスク低減	住宅の浸水対策周知 要安全配慮区域を設定し災害リスクを知る機会の更なる拡大をはかり、住宅の浸水対策チラシを活用して浸水対策の検討を促進します。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	
	都市開発諸制度等を活用した安全性の向上 都市開発諸制度の活用により、雨水流出抑制や避難ビルの整備、帰宅困難者対策、耐震性の低い建築物の建替えなど防災に寄与する取組を誘導します。	市 (事業者)				○	○	○	
	水道基幹施設の停電対策及び耐水化 広域かつ長時間の停電時にも配水を継続可能とするため、配水場などの水道基幹施設に非常用発電設備を設置するなど機能強化をすすめます。また、河川の氾濫により浸水被害が生じる可能性がある水道基幹施設のさらなる耐水化をすすめます。	市				○	○	○	
	簡易水防工法の普及啓発 各家庭で簡易に実施できる浸水対策である簡易水防工法を広くPRするとともに、普及を通じて市民の水防に対する自助意識の向上をはかります。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	
	民間施設における雨水流出抑制の促進 市民や事業者に対し、各種イベント等の様々な機会を捉えて雨水流出抑制の普及啓発や協力要請を行うとともに、浸透雨水ます・雨水タンクの設置への助成を行い、雨水流出抑制を促進します。また、水循環に関する環境学習等を行うことで、より一層雨水流出抑制を促進します。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	

	取組	取組 主体	実施時期の目標			災害ハザード			
			短期 ～2025年 (～令和7年)	中期 ～2030年 (～令和12年)	長期 ～2035年 (～令和17年)	洪水	内水	高潮	土砂
リスク 低減	公共施設における雨水流出抑制の促進 雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させるため、公共施設において雨水流出抑制施設の設置を進めます。	市				○	○	○	
	防災啓発媒体の更新 地域住民が自主的に防災対策に取り組み、発災時の最適な避難行動に備えるため、啓発媒体である「各種ハザードマップ」や「アプリ」を更新します。	市 (市民・事業者)				○	○	○	○
	道路橋の維持・補修 道路橋の計画的な維持管理及び長寿命化による維持管理経費の抑制と平準化を行うため、定期的な点検による健全度の把握を行うとともに、点検結果に基づき予防保全型の補修を実施します。	市				○	○	○	○
	都市計画道路の整備 交通の円滑化や機能的な都市活動と安心・安全な市民生活の確保をはかるため、都市計画道路の整備を推進します。	市				○	○	○	○
	橋りよの整備 地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化をはかるとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、都市計画道路や緊急輸送道路等の橋りよの改築を実施します。	市				○	○	○	○
	道路と鉄道の立体交差化の推進 地域分断の解消や交通の円滑化をはかるため、道路と鉄道の立体交差化を推進します。	市				○	○	○	○
	農業にかかる生産基盤等の災害対応力の強化 農用地のみならず地域全体における被災時の円滑な内水排除のために重要な役割を果たす市街化調整区域にある農業用水路について、改良を行います。	市				○	○		
	公園緑地の防災機能の推進 (避難地として計画された公園の整備) 震災に強いまちづくり方針において、広域避難地・一次避難地として計画された都市計画公園の整備をすすめます。	市				○	○	○	○

	取組	取組 主体	実施時期の目標			災害ハザード			
			短期 ～2025年 (～令和7年)	中期 ～2030年 (～令和12年)	長期 ～2035年 (～令和17年)	洪水	内水	高潮	土砂
リスク 低減	ハザードマップの周知・啓発 想定し得る最大規模の洪水・内水氾濫・高潮等を前提とした浸水想定区域や避難行動等を周知するため、水防法改正等に伴い見直したハザードマップを市民等に周知します。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	○
	避難場所の確保の推進 想定最大規模の洪水等による浸水想定等を踏まえた指定緊急避難場所の指定を推進するとともに、民間施設等を一時的な避難場所とする協定を締結するなど、避難場所のさらなる確保をはかります。	市				○	○	○	○
	リスク状況に応じた地区別の対策 リスク状況に応じて今後各地区の対策（避難に関する各種計画等）に取り組みます。	市 (市民・事業者)				○	○	○	○
	要配慮者利用施設等における 避難確保計画作成の支援 想定し得る最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等について、利用者の安全な避難確保にかかる計画等の作成を支援します。	市 (事業者)				○	○	○	○
	道路・河川等の防災情報の収集・提供 道路・河川等監視情報システム及び水防情報システムにより、台風や大雨時の道路や河川などにおける危険箇所の状況や市内の雨量、河川水位の状況や気象情報を把握し、市民に対して水防にかかる情報提供を行います。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	
	水防活動準備 迅速な水防活動ができるように、水防用資機材の確保及び移動ポンプ等の出動体制を整えます。	市	継続的取組			○	○	○	
	河川台帳の調製 災害による堤防等の被害に対し早期復旧できるよう、河川区域や河川施設等をとりまとめた河川台帳を調製します。	市				○			
	長期湛水に対する復旧・復興体制の強化 津波や風水害にともなう長期湛水被害に対して、早期の復旧・復興に向けて国等との連携強化を図るとともに、復旧・復興体制の強化をするために訓練等を実施します。	市	継続的取組			○	○	○	

	取組	取組 主体	実施時期の目標			災害ハザード			
			短期 ～2025年 (～令和7年)	中期 ～2030年 (～令和12年)	長期 ～2035年 (～令和17年)	洪水	内水	高潮	土砂
リスク 低減	災害時の情報収集・伝達体制の充実 同報無線やメールサービスのほか情報サービス事業者を活用した情報発信やICT技術を活用した情報収集を行うとともに、情報伝達システム等の整備・維持管理を実施します。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	○
	雨水排水情報システムの運用 排水ポンプの稼働状況など雨水排水情報を一元的に把握するため雨水排水情報システムを運用するとともに、市民への必要な情報を「雨水（あまみず）情報」として提供します。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○	
	街区の世界座標化の推進 自然災害により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施します。	市	★2023年度完了			○	○	○	
	総合水防訓練 集中豪雨や台風などによる内水氾濫、河川洪水、土砂災害等のさまざまな被害を想定し、地域特性を考慮した総合的かつ実践的な訓練を実施します。	市・市民	継続的取組			○	○	○	○
	事業継続計画の策定の支援 中小企業を対象に、大規模災害発生時における事業継続計画策定のための専門家派遣及び普及啓発セミナーを実施します。	市 (事業者)				○	○	○	○

※「取組主体」欄の（ ）内は、当該取組に伴い、所要の行動や意識変革を求められる主体を示す。

防災指針 具体的な取組一覧（地震等）

	取組	取組主体	実施スケジュール			災害ハザード		
			短期 ～2025年 (～令和7年)	中期 ～2030年 (～令和12年)	長期 ～2035年 (～令和17年)	地震	津波	液状化
ハザード低減	河川堤防の耐震対策・津波対策 新川、天白川、山崎川、扇川、大高川については、詳細設計等の結果に基づき、堤防の補強を実施します。大江川については、関係機関と調整し、地震及び津波の対策を実施します。	県・市	→			○	○	
	名古屋港の防災機能強化 地震・津波・高潮等に備えるため、国や名古屋港管理組合が実施する防潮壁、耐震強化岸壁の整備・機能強化を促進します。	市	→			○	○	
	ポンプ施設の更新・整備 平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、ポンプ設備の状態を把握し、計画的な点検や適切な部品交換など必要な機能整備を実施します。	市	→				○	
	河川・水路等の維持管理 平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、河川等の堆積土のしゅんせつや樹木伐採を始めとし、破損個所の修繕やスクリーン清掃、除草などの適切な維持管理を行うことで、施設が本来有する治水機能を維持し、浸水被害の軽減に努めます。	市	→ 継続的取組 →				○	
リスク回避	災害リスクをふまえた居住の誘導 立地適正化計画に基づく届出を活用し、重点的に災害リスクの内容や対応方法の理解促進をはかり、災害リスクをふまえた居住の誘導をはかります。	市 (市民・事業者)	→ 継続的取組 →				○	
	防災まちづくりの推進 災害リスクに応じた土地利用誘導をはかるため地震災害危険度評価情報を公開し、災害リスクの認知向上につとめます。	市 (市民・事業者)	→ 継続的取組 →			○	○	○
	開発の抑制 都市計画法33,34条に基づき、開発許可制度の運用をします。	市 (市民・事業者)	→ 継続的取組 →				○	

	取組	取組 主体	実施スケジュール			災害ハザード		
			短期	中期	長期	地震	津波	液状化
			～2025年 (～令和7年)	～2030年 (～令和12年)	～2035年 (～令和17年)			
リスク 低減	住宅の浸水対策周知 要安全配慮区域を設定し災害リスクを知る 機会のさらなる拡大をはかり、住宅の浸水対 策チラシを活用して浸水対策の検討を促進し ます。	市 (市民・ 事業者)	継続的取組				○	○
	都市開発諸制度等を活用した安全性の向上 都市開発諸制度の活用により、雨水流出抑 制や避難ビルの整備、帰宅困難者対策、耐 震性の低い建築物の建替えなど防災に寄与 する取組を誘導します。	市 (事業者)				○	○	
	・老朽木造住宅除却助成 ・木密地域ブロック塀等撤去助成 ・生活こみち整備促進事業 木造住宅が密集している地区の防災性向上 のため、老朽木造住宅除却助成、生活こみ ち整備促進事業等の助成を組みあわせて実 施します。	市 (市民・ 事業者)				○		
	水道基幹施設の更新及び耐震化 地震発生時においても水道水の供給を確保 するため、浄水場などの水道基幹施設の更 新にあわせて耐震化を計画的に実施します。	市				○	○	○
	水道基幹施設の停電対策及び耐水化 広域かつ長時間の停電時にも配水を継続可 能とするため、配水場などの水道基幹施設に 非常用発電設備を設置するなど機能強化を すすめます。また、河川の氾濫により浸水被害 が生じる可能性がある水道基幹施設のさら なる耐水化をすすめます。	市				○	○	
	配水管の更新及び耐震化 地震発生時においても水道水の供給を確保 するため、配水管の新設・更新にあわせて全 給水区域で耐震化を推進します。	市				○		
	下水道基幹施設の改築及び耐震化 下水道基幹施設整備計画に基づき、水処 理センターなどの下水道基幹施設について、 地震発生時でも一定の下水処理機能等を 確保できるよう、改築にあわせて耐震化をす すすめます。	市				○	○	○

	取組	取組 主体	実施スケジュール			災害ハザード		
			短期	中期	長期	地 震	津 波	液 状 化
			～2025年 (～令和7年)	～2030年 (～令和12年)	～2035年 (～令和17年)			
リス ク 低 減	下水道基幹施設の停電対策及び耐水化 下水道基幹施設整備計画に基づき、停電時にも水処理機能等を確保できるよう、水処理センターの非常用発電設備の機能強化をすすめます。また、河川の氾濫等により浸水被害が生じる可能性がある水処理センターの機能を確保するため、耐水化をすすめます。	市	→			○	○	
	排水施設の耐震化 河川排水や地域排水を担うポンプ所及びそれらのポンプ所に直結する排水路について、大規模地震発生時においても排水機能を確保するため、必要な耐震対策を実施します。	県・市	→			○	○	○
	下水管の改築及び耐震化 地震発生時においても下水道機能を確保するため、下水管の改築にあわせて耐震化を推進するとともに、指定避難所等と水処理センターを結ぶ下水管などの重要な下水管について、優先的に耐震化を進めます。また、液状化が想定される区域のマンホールについて、浮上防止対策を進めます。	市	→			○	○	○
	農業にかかる生産基盤等の災害対応力の強化 基幹的農業水利施設等の耐震対策、長寿命化、機能強化等をすすめます。土地改良区内の老朽化により排水機能が低下した排水機場と農業排水路について、適切に排水機能を確保するために改良・改修を行います。	市	→					○
	都市計画道路の整備 交通の円滑化や機能的な都市活動と安心・安全な市民生活の確保をはかるため、都市計画道路の整備を推進します。	市	→			○	○	○
	橋りょうの整備 地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化をはかるとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、都市計画道路や緊急輸送道路等の橋りょうの改築を実施します。	市	→			○	○	○
	道路と鉄道の立体交差化の推進 地域分断の解消や交通の円滑化をはかるため、道路と鉄道の立体交差化を推進します。	市	→			○	○	○

	取組	取組 主体	実施スケジュール			災害ハザード		
			短期	中期	長期	地震	津波	液状化
			～2025年 (～令和7年)	～2030年 (～令和12年)	～2035年 (～令和17年)			
リスク 低減	道路橋の維持・補修 道路橋の計画的な維持管理及び長寿命化による維持管理経費の抑制と平準化を行うため、定期的な点検による健全度の把握を行うとともに、点検結果に基づき予防保全型の補修を実施します。	市	→ 継続的取組 →			○	○	○
	橋りょうの耐震対策 災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施します。	市	→			○	○	○
	電線類の地中化 災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成のため、電線共同溝等による電線類の地中化を実施します。	市	→			○	○	○
	民間建築物の耐震化 旧耐震基準の住宅、不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模な施設等について、耐震診断や耐震改修、除却にかかる助成などの支援制度により建物の耐震化を促進します。	市 (市民・事業者)	→			○		
	建物の液状化対策の情報提供 市民の方々に液状化対策をはじめとする情報提供や注意喚起を行い、啓発します。	市 (市民・事業者)	→ 継続的取組 →					○
	ボーリング調査データの整備 市内のボーリング調査データを有効活用するためにデータ整備をすすめます。	市	→					○
	市有建築物の天井等落下防止対策 地震発生時に施設利用者の安全を確保するため、名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づき、対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策を実施します。	市	→			○		
	公園緑地の防災機能の推進 (避難地として計画された公園の整備) 震災に強いまちづくり方針において、広域避難地・一次避難地として計画された都市計画公園の整備をすすめます。	市	→			○	○	

	取組	取組 主体	実施スケジュール			災害ハザード		
			短期	中期	長期	地震	津波	液状化
			～2025年 (～令和7年)	～2030年 (～令和12年)	～2035年 (～令和17年)			
リスク 低減	安心・安全な公園の整備 公園施設の老朽化や利用形態の変化などにあわせて都市公園の改修を行い、地域の人々に利用しやすい魅力ある公園にします。	市	→			○	○	○
	ハザードマップの周知・啓発 地震、液状化、津波災害警戒区域や避難行動等を周知するため、水防法改正等に伴い見直したハザードマップを市民等に周知します。	市 (市民・事業者)	→ 継続的取組 →				○	○
	都市再生安全確保計画等の作成・運用 大規模地震時の名古屋駅をはじめとする主要な交通結節点周辺における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続をはかるため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を実施します。	市 (事業者)	→			○		
	防災啓発媒体の更新 地域住民が自主的に防災対策に取り組み、発災時の最適な避難行動に備えるため、啓発媒体である「各種ハザードマップ」や「アプリ」を更新します。	市 (市民・事業者)	→ ★2023年度完了			○	○	○
	避難場所の確保の推進 想定最大規模の洪水等による浸水想定等を踏まえた指定緊急避難場所の指定を推進するとともに、民間施設等を一時的な避難場所とする協定を締結するなど、避難場所のさらなる確保を図ります。	市	→				○	
	リスク状況に応じた地区別の対策 リスク状況に応じて今後各地区の対策（避難に関する各種計画等）に取り組みます。	市 (市民・事業者)	→			○	○	○
	要配慮者利用施設等における避難確保計画作成の支援 想定し得る最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等について、利用者の安全な避難確保にかかる計画等の作成を支援します。	市 (事業者)	→				○	

	取組	取組 主体	実施スケジュール			災害ハザード		
			短期	中期	長期	地震	津波	液状化
			～2025年 (～令和7年)	～2030年 (～令和12年)	～2035年 (～令和17年)			
リスク 低減	道路・河川等の防災情報の収集・提供 道路・河川等監視情報システム及び水防情報システムにより、台風や大雨時の道路や河川などにおける危険箇所の状況や市内の雨量、河川水位の状況や気象情報を把握し、市民に対して水防にかかる情報提供を行います。	市 (市民・事業者)	継続的取組				○	
	水防活動準備 迅速な水防活動ができるように、水防用資機材の確保及び移動ポンプ等の出動体制を整えます。	市	継続的取組				○	
	長期湛水に対する復旧・復興体制の強化 津波や風水害にともなう長期湛水被害に対して、早期の復旧・復興に向けて国等との連携強化を図るとともに、復旧・復興体制の強化をするために訓練等を実施します。	市	継続的取組				○	
	災害時の情報収集・伝達体制の充実 同報無線やメールサービスのほか情報サービス事業者を活用した情報発信やICT技術を活用した情報収集を行うとともに、情報伝達システム等の整備・維持管理を実施します。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○
	なごや市民総ぐるみ防災訓練 防災関係機関や事業者などとの協力・連携のもと、地震による津波、土砂災害、液状化等のさまざまな被害を想定し、地域特性を考慮した総合的かつ実践的な訓練を実施します。	市 (市民・事業者)	継続的取組			○	○	○
	事業継続計画の策定の支援 中小企業を対象に、大規模災害発生時における事業継続計画策定のための専門家派遣及び普及啓発セミナーを実施します。	市 (事業者)				○	○	○
	街区の世界座標化の推進 自然災害により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施します。	市	★2023年度完了			○	○	○

※「取組主体」欄の（ ）内は、当該取組に伴い、所要の行動や意識変革を求められる主体を示す。